

續神皇正統記

リ 5
1639



伊
1639
卷

Blank lined area for writing.

三七
一
一
如

市島海島



續神皇正統記序

我大日本の國を、あはれ玉の首あはれ國まはけ
く民をふるふは、たかきあやまき我大日
と、天の御神の御裔あはれ、あはれ御子たかき
天つりのまはれ、天壤もも子あはれあはれ
あはれあはれと、いひまはれあはれ、
天の道あはれ、いひまはれあはれ、
あはれいひまはれ、いひまはれあはれ、
いひまはれ、三種の神器あはれ、
いひまはれ、天つ御神
のあはれ、あはれあはれあはれあはれあはれ

さきもつし准后源卿神皇正統記をわたりし人
孝子様子なりしやいろく四百のうれぬまに
人々皆よむしとてえんまの詞なきにそ
のちも正しく拙者燦き人し清きやまをふ
れも大君の御あひの辱さうし涙れつら
るぬしし涙たまきかこふ人をやまの
小槻大夫、續神皇正統記を志す大其志源卿
いとくくこの詞又おのまじ子取まよくわ
らんをさし様よまのしよふかひのきを母
のはえくくこのしけふきをさしつとぬし
又福うくはこのまじくはくのしとをも源

卿小槻大夫のくくひまじきすしを記
むしはわきくことま、田舎人のわき大
る賜なすはらぬ

明和丁亥正月

阿波美馬郡の本衣源元寛つる人を志す

續神皇正統記

第九十六代光嚴院諱八量仁後伏見院第一御子
御母廣義門院入道大臣公衡の女也元弘二年壬
申のこゝ即位改元しく正世元龜とす同二年
六月後醍醐院御入浴の事よりてまよは御位
を退き在國の方へ幸す、兩院をもともなひ
さる、但復々々々を遷す、十二月尊號を獻せり、
詔書に皇太子を即位於青園之月、伴之仙
遊於射岫之雲と文章を載れり、とや、さるも
中二年をるこゝ、後醍醐又御没後あり、
先の院御位母つゝを以て天下もたらあつる

Blank page with faint bleed-through text from the reverse side.

作らるゝをわらふを治らぬ院中もても文殿の河は流
名もして、俟約の先ちもても^二子行^一の山^二の^一ち^二ま^一都
もて^二鹿^一を^二下^一り^二を^一、康永元年九
月一日、仙洞持明院殿より伏見^二殿^一御者^二あり
玉座御の時、玉座^二東洞院^一より、藤馬の武士あり
乗車^二あり^一あいに^二名^一、召次^二津牛^一御を^二あり^一
あいに、御者^二あり^一を^二下馬^一せ^二を^一、戒仰^二あり^一に
引^二せ^一、^二思^一ふ^二儀^一も^二あり^一、狼藉^二あり^一、御車
子矢を射^二け^一て、^二後車^一竹林院大納言
公重卿を^二諸大夫^一の馬を^二奪^一り^二寄^一て^二乗用^一供を
り^二、彼狼藉人^一後日子^二あり^一を^二誅^一戮せ^二り^一九

ぬ、天念^二母^一を^二侍^一る、^二親^一三^二八^一幡子^二福^一直^二皇^一
又^二賀^一名^二生^一子^二玉^一御、河内の行宮よりは^二藤^一氏^二御^一
祥^二を^一を^二藤^一氏^二御^一、^二丹波^一四^二山^一を^二い^一り^二あ^一り
り^二、^二御^一修^二り^一、^二五十二^一歳あり^二、^二お^一ひ^二、^二抑^一此^二記^一
を^二北^一富^二准^一后^二親^一為^二郷^一結^二御^一も^二准^一后^二の^一南^二朝^一の^二南^一朝^二の^一
寵^二臣^一より^二出^一て^二、^二保^一出^二て^一、^二上^一天^二皇^一、^二諱^一を^二義^一良^二、^二近^一遠^二位^一
第九十六代^二、^二第五^一十^二世^一云^二、^二い^一ん^二を^一ち^二ま^一り^二、^二偽^一主^二の^一御^二
事^一あり^二、^二南^一朝^二の^一口^二嗣^一も^二あ^一り^二、^二而^一今^二北^一朝^二
字^一を^二治^一天^二再^一皇^二の^一ま^二と^一、^二い^一ん^二を^一ち^二ま^一り^二、^二偽^一主^二の^一御^二
五行^一大^二義^一と^二い^一ひ^二、^二若^一人^二君^一遠^二賢^一良、^二近^一遠^二位^一
殺^二忠^一諫、^二弁^一法律、^二疎^一骨肉、^二赦^一罪人、^二瘠^一孺^二之^一庶^二、^二則^一

崇徳天皇

第九十九代崇光院諱興仁益仁後光孝院弟
一皇子御母陽祿門院内大臣公秀の女也己丑
の己卯位康安改元親名とす南風のきり
ひもして同二月八月俄子内裏土御門殿上
り持成院殿子行幸内侍不同後御主上春言
本院御回春とす也新改の康義門院の御不
こを御し斗ふ大此ころ神宮より外宮寶殿
吟動して志をうす徳のほきのれとすふこ
とよめをうす也同日志祭宮より鑑夫乾の
る出又外宮より神鑑西とすしり出

注進すふしき成ける事とす也此佈の事とす
南朝神合財の事武家より行はるる方あり元弘
天下一統のころとす也事重なるる事とす也
治定しく南朝の年號正平六年とす也
くん友位も同く南朝の御元とす也成徳の
三種の神宮も南方欽中將具忠朝臣上洛して
信んせしむ賀名生山中に渡御あり也仍南
朝尊號と献せしむる事とす也此が打つて天下接
乱りし事とす御禊も俄りして停止せしむる事とす也
七行ハまぬこととす也帝廟の初例とす念子侍
ま清寧天皇自二月十一月依大嘗供奉之料

遣於播磨國司といふ事あり此今の濫觴也
天武天皇白鳳よりこのころ綿々として今も
えり一代一なる重き事と云ふ大祀と云ふ神
双の大事と云ふ大常令也大常令の大事ハ神
膳也まづ迴主殿に行きあはせ御湯殿の儀
式も玄深のありし事也や悠紀主基の神
を神膳を設け大神を勅請しと云ふ事
いふ事なり孫の御代也御代の如き事此大儀を
と云ふ事なり神鑑といふ事公名もと云ふ事
心記といふ事也凡そ及ひら
ふ事なりや陰陽師四弘朝臣此御守り大祀

行しめぬ事ありし事也
御稷ありし事なり此子細子及なり
さうの事一人の事なり都て遵行あり
へいし事なり法を已に中二の事なり
きの事なり俄に停止ある事なり
ありし事なり道の才子の事なり
と云ふ事なり二月ハ情子ありし事なり
はいし事なりあきなりし事なり
文也二月十八日伏見の位なりし事なり
御後飾ハ六十歳ありし事なり
第百代後先帝院諱ハ辨仁先帝院才二御子

新院日母の御弟より、踐祚の日、三種の靈寶返
歸りしより、後河天皇の在闕をりて、准撥さ
九侍りしより、高口の儀と、壽永仁治等の例を
摸らん侍りし、璽劍より侍りし事、壽永初例
より、彼度太上天皇の詔宣りて、生儀を行ひ、元
弘守武蔵守に侍りしと守り侍りし、このたひハ
上皇外都子より侍りしより、宣命制作より
及りし、仍上古野馬の蹤跡を逐て被遊行侍りし
内侍右の御幸櫃作女牛、若宮寶殿より侍りし
事と、今、板倉より内裡より入りし、如左の御
奠子撥せん侍りし、高口壬辰六月廿七日、正平

一旦の儀を止て、あす親意の御沙汰を用ひし
より、きよ武蔵守と侍奉少、九月廿七日、親意
三身を改めて、文和元年とす、癸巳年改元、抑此
御位より、御女院、高義門被御以、御事
大拵頻り執りし、御事、御女院、御固辭、都
不可叶之由仰りし、さるは、御女院、御事、
中、被御と、御事、御事、御事、御事、
か、と、大拵執柄、御事、御事、御事、御事、
靈寶の帰せし、御事、御事、御事、御事、
後、御事、御事、御事、御事、御事、御事、
御事、御事、御事、御事、御事、御事、

繼體天皇御例不可有異儀之音計、申され土
又近衛院御晏駕の時、以所色の皇子をさし
帝位を定め申し、るに父やのう、鳥羽院
法性寺殿子勅問の時、まのし申し、さ由、再
三御辞退り、きふ、互及よ、い、ま、責中、
きて、太神宮の御計、とる、枉て計兼
へ、名仰り、其時力なく、四宮後白河院御座
の上、と、御返事、り、これ、就、後白河院
祚、り、文、其、路、を、進、て、壽、永、の、度、又、後、白、河、院
月輪殿、勅問の時、御辞退あり、て、久壽の儀、ハ
宿老の賢文あり、て、道所あり、て、所存を

申さる、それ、可、不、教、及、回、辞、あり、今、度、更、も、
て、計、い、中、り、さ、文、名、申、き、れ、畢、い、は、い、ま、の
宮、を、ま、て、御、位、を、備、ま、る、ま、よ、の、う、攝、家
を、り、免、り、尋、中、い、ま、名、武、家、評、議、あり、已、ふ
先、賢、存、存、り、く、の、こ、と、誰、か、是、非、を、お、う、
い、ま、や、り、い、ま、不、教、及、女、院、を、申、入、ら、れ、る、ま、
を、御、願、納、の、儀、ま、り、て、御、位、を、治、り、を、
治、り、日、深、り、ま、も、妙、法、院、門、跡、に、御、入、室、り、る、由、
あり、日、深、り、ま、も、日、深、り、ま、も、日、深、り、ま、も、
い、ま、天、位、を、備、ま、る、向、き、事、奇、特、を、治、り、
い、ま、文、和、二、年、に、南、方、の、軍、勢、猛、將、如、雲、誅

臣如西とやいふは、八幡山より入河六
月二日、延暦寺より臨幸され、濃州より御下向
あり、然るとも、福あり、又敵軍、没落を大樹
同相公、羽林還幸のこと申沙汰あり、九月廿一日、
御京着、前降より武家相公、羽林、後降より大樹供奉
し、詔て叡意の御儀式あり、わたり、せ給ひし、
九月還幸の事いふ、と、御猶豫あり、を、人、社仰
られ、元正天皇、濃州より、九月、帝都より還幸
の例、量實勳進を、む、睿感、抽賞、乃、儀あり
こそ、道の規模より、侍人、此後より、又、騷乱より
あり、江州、行幸度より、及、と、し、も、は、ひ、し、

ハ此御年より、天下も、を、さ、す、り、万民の心も、志、つ
ま、り、ゆ、る、言、ふ、貞、治、六、年、最、勝、講、筈、二、百、南、都、北、嶺
の、衆、徒、喧、嘩、の、事、出、来、て、堂、上、血、を、な、り、し、麻、を
く、く、り、も、者、五、十、餘、人、損、命、の、者、も、數、輩、を、お、よ、
著、歴、公、卿、以、下、諸、司、公、人、を、い、つ、つ、も、ま、り、恙、な、ら、ず、
こそ、高、運、を、さ、す、り、侍、色、聖、日、より、又、行、は、り、
と、り、や、御、讓、位、の、後、も、院、中、より、猶、御、治、世、と、り、尊
号、例、の、こ、り、七、歳、お、ま、り、し、

第百一代後園融院、諱ハ緒仁、後光嚴院、第一御
子、御母、崇賢門院、贈左大臣兼綱の女也、甲子、崇
年、即位乙卯、改元、永和、と、す、天下、を、治、め、給、事

安春の御号例のこと院中へも暫御政
務行り世六歳おまゝ

第百二代後小松院諱ハ幹仁後圓融院第一御子
御母通陽門院由大臣公忠の女也壬戌年即位甲子
改元至徳元年とす山名陸奥守氏清とす者謀叛
を企て八幡より洛中へ攻入るを大樹御出陣して
諸軍をさし向しれり内野を合戦陣を回さ
す一色修理大夫り手りて氏清はうすれぬ申白
に静謐に治を去つのをさす諸國の逆乱もつ
る退治程ゆく四海の澄波も去りす侍る明
徳三年大樹申沙汰す南方御和睦の事行り

三種神器歸坐ありへき御ちりまことここに
元暦に内侍所西海より渡御の例も傳りきり
日野中納言資教卿大納言も任りて中沙汰し
十月廿五日陣より日時動へり十月二日南主夜
子入り御入洛直に嵯峨大覽に渡御併主上行幸
の儀もいそぎし御引直衣腰輿に駕御駕
輿に御輿長存とも沙汰し献りて去月廿八日南山
の御所を出給り奈良の京を經りてきり
二日御京着供奉の人々大畧式衣鏡直垂有り関白
殿とりやハ御直衣也内侍所御先行今日片時の御
行粧なり當朝西主の御威儀しそめりり御事

よて侍水同三日降定よて同日三種の靈宝内裏土御
門殿に注御歳重の御儀式よて御申す今度御
合躰の事省ぬ申すよて各御契諾の義もあり
はるまやとまれりよてまき靈宝御歸坐よてに聖
代乃志よてしりよてこれ万歳の宝祚も御神との
くそ侍る應永八年皇居土御門殿炎上御室町殿
は行幸火の事ハ佛在世も下り河れも聖代よ
わくもぬこよて侍れ翌年新造の内裏よ遷存
天下を治め終ふよて廿餘年尊号例のよて此御
宇よてハ託鉢所の御沙汰も行われ侍りよて御讓
位以後も御院中よて御政務とよて永享二年

御得度出立五十二歳おきしよて
尊百三代稱光院諱ハ實仁躬仁後小松院第一御子
御母光範門院贈左大臣資國の女也甲午の年即位代乃
ち了免の改元よ及りよて天下を治め終ふ事十六年
廿八歳おきしよて

尊百四代後花園院諱ハ孝仁小松院御猶子實ハ後崇
光院文中よ孝天皇の尊号宣下有登極の儀御子御母敷政
門院贈左大臣經有の女也乙酉の年即位今度改元永
享とよて嘉吉辛酉の年赤松滿祐法師法名性具私宅よ
しり大樹左相府御事しり性具の陰謀のよてす所也
則播磨國よ引籠きよて治四討の論命とよてし

諸軍勢を指はらひされしに、誅伐を以て山名兵部
少輔とや賊首ととて京上を陣宣下りて檢非
違使を仰て請取し、大踏をわたりて獄所よりをり、
傳り凡辛酉の年ハ昔より山年より革令ニある
ふに、諸道勅文をとりて、伏議り毎度
改元も傳り、北野、聖廟を以て、難と
のり、後代に志免さるん、あや方た
よも、ぬ事より傳り、同三年九月廿三日今夜凶族
等内裏に乱入て一手ハ清涼殿へのり、一手ハ局
所より攻入て、放火をむ、長刀を持する者玉鉢を危
め奉るんとせし、目もく、きやん、木と
のきて

ころひ、るし、ひまのうを、出さふとや、密に近衛
前殿下の等、行幸、劔璽、出徒奪と、
まつる内侍所の御幸、檀ハ東門の役人佐木黒田と
り出し奉る、これより山徒ハ山門に取上りて、子細
を、送る南方宮を取立申儀也云々
此宮ハ方
壽寺僧 東洞
院一位入道より、
公ハ曾存知さる由を、陳し、
ちりれぬ山上には、衆徒使節等、各馳向ふ、
宮以下、或は、
事也、宝殿を、
坊といふ孝僧ひらひ、
進り、
恩賞傳也

ウイ去カ三日夜太神宮權御馬御既を出てかけまふ
王汗をあらうし鞆と衣とありて又御既子
歸入りより由次身奏狀到來す、山徒考入の夜の事
なり神宮御まゐりのほども山とありてあつこころ
侍れ康正二年一條東洞院御所より新造内裏
土御門殿より遷幸其後神璽ハ赤松以下輩より良
等より吉野の奥より長福二年内裏より渡御この
より明德の例を身より遷侍るとなる三種の御
事ハ以前所よりふかしくみへ侍る但宝劔ハ
海底に成をりし神鏡ハ火中より形とありて
玉璽のこも神代より全くとりてさうりもなり信

と傳は侍るいまおきてハ三種兼備して万代の御
まゐりもりひらるゝゆゑ一人慶あれば兆民頼
之として諸國も徳もあつて天下を治めり事世餘
年文武天皇以後ハをくひるき宝祚の延長も
そすしゆもまふ近比民屋界賤市廓の高人ま
ても驕の姿を過分より侍る以綾羅為身装以紅紫
為褻服上下の差別あるを似たり孝經注に服身
之表也尊卑貴賤各有差故賤服貴服謂之僭上僭
上為不忠と云て天聰も及び武闡も違はざる故と
自然の奢も乱世の基とハ覺え侍る法令の外も
代々制符を降して法度を定らしりや宴遊

郷饗の制ハ天平宝字の勅ニシテ美濃衣服の制
ハ神護慶雲の格ニシテ多姓者ニカクノこと
澆季何れ差アリクニヤ近クハ元亨貞和の
りハ條々教制を立テ武家ト貞治應安の比
ても儉約の御法アリトテ累代の文書を携
先規の是非を弁ハテ無手成業の家ニシテ
不仁も信ズル上トシテ尋仰ラマシ
下トシテ諫ヤシク不仁なるを
祥讓の後ハ院中御法世ト尊号例
應仁元年世のみに出来テ八月子主上を伴
ハ申シテ室町殿ニ臨幸九月御得度アリ

五十二歳御方ニシテ御進号ハ後文徳院と
撰シテ後日花園院と改号ニ奉ル
顯徳院を後鳥羽院トシテ御例也
當今 後土御門院

五十二歳御方ニシテ御進号ハ後文徳院と撰シテ後日花園院と改号ニ奉ル

神皇正統記至于後醍醐院令錄之全部也先
嚴院以來繼嗣奉加載之為補老後之忘氣也
匪敢為續集矣

小槻宿禰 判

明和丁亥正月 阿波美馬郡人源元寬重訂

平安 書林

武村嘉兵衛
丸屋善六 發行



